

合同会議等の検討事項と進め方について

1. 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正・公布（令和4年6月17日）され、住宅トップランナー制度の対象に分譲マンションが追加された。

また、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）（令和4年2月1日）において、省エネ基準への適合確保のための適合義務制度の対象範囲の拡大と併せて推進すべき施策の一つとして、適合確認における申請側・審査側の負担軽減を図るため、仕様基準の更なる簡素化・合理化を進める必要があるとされるとともに、省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保を図るため、

- ・ 省エネ基準を段階的に引上げていくこと
- ・ 住宅性能表示制度において、省エネ基準を上回る多段階の断熱等級を設定すること
- ・ 共同住宅の外皮性能の評価について実態を踏まえ検討し、必要な対応を行うこと

とされている。

こうした状況を踏まえ、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る基準を整備する必要があることから、合同会議等で検討する。

2. 検討事項

住宅・非住宅建築物の省エネルギー性能に係る次の基準の見直し

- ① 分譲マンションの住宅トップランナー基準について
- ② 大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて
- ③ 共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて
- ④ 住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について
- ⑤ 共同住宅等の外皮性能の評価方法の見直しについて
- ⑥ 住宅の仕様基準の簡素合理化・誘導仕様基準について
- ⑦ 共同住宅等の外皮性能に係るZEH水準を上回る等級について
- ⑧ その他

3. 検討体制

2. ①～④の基準については、平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令において定める基準であることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」の合同会議（以下「2省合同会議」という。）において検討を行う。

2. ⑤～⑦の基準については、国土交通大臣が定める基準であることから、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」（以下「国交省会議」という。）において検討を行う。

4. 検討の進め方

(令和4年)

6月29日 2省合同会議(2. ①~④)、国交省会議(2. ⑤~⑦)

7月11日 2省合同会議(2. ①~④)、国交省会議(2. ⑤~⑦)

(~パブリックコメント~)

<公布・施行予定時期>

(令和4年)

秋頃 公布(2. ①~⑦)、施行(2. ③~⑥)

(令和5年)

春頃 施行(2. ①、⑦)

(令和6年)

春頃 施行(2. ②)